

森林法の一部改正概要

「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化

森林所有者がその「責務」を果たし、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう措置

1 概要

(1)所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保

- ① 路網等設置のために必要な他人の土地について、土地所有者等が不明の場合でも使用権の設定を可能にするため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により、手続を進められるよう措置する。
- ② 森林所有者が、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようにするなど制度を拡充する。

(2)無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

市町村長は、無届による伐採について、所有者のいかなを問わず、災害発生のおそれ等があると認めるときは、新たな伐採の中止又は伐採後の造林を行わせるための命令を発出できるように措置する。

(3)森林計画制度の見直し

森林所有者等が作成する現行の森林施業計画を、森林経営計画に改め、

- ① 集約化を前提に、路網の整備等を含めた実効性のある計画とする
- ② 計画の作成主体は、森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者（森林組合等）が計画を作成することとする等の改正を行う。

(4)森林の土地の所有者となった旨の届出

新たに森林の土地の所有者となったものに届出義務を課することとする。

(5)森林所有者等に関する情報の利用等

- ① 都道府県知事及び市町村長はその保有する情報を利用目的以外の目的のために内部で利用できる。
- ② 都道府県知事及び市町村長は、関係する地方公共団体等に対し森林所有者等の把握に関し必要な情報提供を求めることができる。

(6)その他（国及び地方団体が講ずる措置）

保安林に係る権限の適切な行使・森林の土地の境界の確定のための措置・森林に関するデータベースの整備等・施業の集約化等の事業の推進及・地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る措置を設ける。

↓
該当森林法抜粋

2 施行期日 平成24年4月1日（ただし一部を除く）

森林法 抜粋

（地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る財政上の措置）

第九十一条の六 国は、地方公共団体が保安林その他森林の有する公益的機能を維持することが特に必要であると認められる森林の買入れを行うことができるよう、第四十六条第二項の規定による補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

*参考

（費用区分）

第四十六条 国は、その行う保安施設事業により利益を受ける都道府県にその事業に要した費用の三分の一以内を負担させることができる。

2 国は、都道府県が行う保安施設事業に対し、その要した費用の三分の二以内を補助することができる。